

請願第9号 外郭団体等に対する公有財産の不正貸し出し是正について

(公益財団法人横浜市体育協会が運営する一般駐車場の見直しについて)

1 駐車場プロジェクトにおける見直し

(1) プロジェクトの経緯

本市の外郭団体・関係団体が運営する一般駐車場のうち、市有地を無償貸付又は減免貸付しているものについて、全市的な基準により見直しを行うため、財政局が事務局、市有地の所管局と団体の所管局がメンバーとなり、5月から庁内プロジェクトを設置して検討を進めてきました。

(2) 見直しの対象

外郭団体・関係団体が市有地の貸付等を受けて設置している駐車場のうち、一般利用の駐車場（月極め、時間貸し）を対象として検討を進めました。

2 見直しの方向性に基づく横浜市体育協会が運営する駐車場の見直し

プロジェクトにより4つの見直しの方向性が示されており、横浜市体育協会が運営する3つの一般駐車場についても、この方向性に基づき26年4月から見直しを実施します。

プロジェクトにおける見直しの方向性		基本的な考え方	該当駐車場 (体育協会運営分)
①駐車場の廃止		設置当初は地域の交通対策として必要だったが、周辺に民間の駐車場が設置され、廃止が可能なもの	—
駐車場の継続	②公募による事業者募集	地域の交通対策として今後も駐車場の運営は必要であるが、民間団体でも運営が可能なもの	根岸駐車場 新横浜北駐車場
	③現行団体による運営の継続 (貸付料：有償)	隣接する市民利用施設と一体で管理する必要があるなど、設置の経緯から貸付料を負担させたいうえで、引き続き現行団体による運営が必要なもの	—
	④現行団体による運営の継続 (貸付料：無償)	都市基盤施設として公共駐車場が必要なため、本市の要請に基づき、団体が融資を受けて整備した立体・地下駐車場で、本市の支援の継続が必要なもの (※中長期的なあり方の検討)	新横浜駐車場

3 今後のスケジュール

根岸駐車場及び新横浜北駐車場については、来年1月までに事業者公募の事前調整を進め、平成26年度から見直しを行います。

新横浜駐車場については、中長期的なあり方について、26年度以降も引き続き検討していきます。